

次期岡山連携中枢都市圏ビジョン策定支援業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年2月20日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

次期岡山連携中枢都市圏ビジョン策定支援業務委託を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するもの。

2 業務の概要

- (1) 委託名 次期岡山連携中枢都市圏ビジョン策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 概算予算額 総額3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金（契約金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の100分の10以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿に登載され、「役務」部門の業種「研究・調査・計画」業種細区分「研究・調査・計画」に登録のあること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 平成23年4月1日以降で、類似業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和8年3月23日（月）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和8年3月2日（月）午後5時まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和8年3月6日（金）午後5時頃掲載予定
企画提案書の提出	令和8年3月9日（月）～令和8年3月23日（月）（岡山市政策局政策部政策企画課へ午後5時必着）
ヒアリングの実施	令和8年3月26日（木）頃を予定
審査結果の通知	令和8年3月30日（月）頃を予定

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他）からダウンロードすること。

●ホームページアドレス

[https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0.html)

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問がある場合は、次に掲げるとおり受け付ける。ただし、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

（1）受付方法

- ① 提出書類 質問票（様式5）
- ② 受付期間 令和8年3月2日（月）午後5時まで
- ③ 提出方法 電子メールで岡山市政策局政策部政策企画課へ提出すること。それ以外の方法では受け付けない。なお、送信後は同課まで電話により電子メール着信の確認を行うこと。

●電子メールアドレス：seisakukikaku@city.okayama.jp

●直通電話番号 086-803-1040

（2）回答方法

令和8年3月6日（金）午後5時頃に、岡山市ホームページ（事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他>令和8年度）へ掲載する。

●ホームページアドレス

[https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-0-0-0-0-0-0-0.html)

7 企画提案書の提出

（1）提出方法

岡山市政策局政策部政策企画課宛に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、封筒に「次期岡山連携中枢都市圏ビジョン策定支援業務委託 企画提案書在中」と

朱書きの上、一般書留又は簡易書留郵便により提出すること。

(2) 提出期間

令和8年3月9日（月）～令和8年3月23日（月）（岡山市政策局政策企画課へ午後5時必着）

持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。

(3) 提出書類

① 企画競争参加申請書（様式1）

② 実績証明書（様式2）

③ 企画提案書（様式3）

（ア）業務の実施体制について、どのような体制及び人員で事業を実施するのかが分かる体制図を記載すること。なお、各業務の管理責任者及び業務従事者については、氏名、年齢、所属・役職、担当分野、経験年数・業務実績等を具体的に記載すること。

（イ）仕様書（案）に示す各業務の実施手法および業務全体の実施スケジュールについて記載すること。

（ウ）仕様書（案）に示す業務内容について、各データ項目の出典、分析の方向性、分析方法、分析したデータの見せ方を記載すること。また、データ項目の追加については、当該データが追加部分であることがわかるように記載すること。

- ・企画提案書には、提案者が判別できるような記載等は行わないこと。
- ・必要な提案項目が記載されていれば、必ずしも様式を使う必要はないが、要点を端的にまとめること。
- ・各ページの下部中央にページ番号を印字すること。
- ・必要に応じて、別紙を添付すること。

④ 見積書（様式4）

- ・見積書記載金額については、本業務の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記載し、見積総額として合計金額を明記すること。また、併せて別紙で明細を添付すること。

(4) 提出部数 各11部

- ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）。
- ・「企画競争参加申請書」（様式1）を添付しないもの10部（副本）。副本には社名や代表者がわかるような表記はしないこと。

(5) 注意事項

① 提出する提案書は、提案者ごとに1案のみとする。

② 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも受理しない。

③ 提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。

④ 参加申請書等提出後の辞退については、「参加辞退届」（様式6）を岡山市政策局政

策部政策企画課へ持参により提出すること。

8 特定方法等

(1) 審査体制

本市が設置する次期岡山連携中枢都市圏ビジョン策定支援業務委託企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 審査方法

- ① 委員会は、「7 企画提案書の提出（3）提出書類」に掲げる書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行う。
- ② 委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。同点の場合には、評価項目「業務全般」の合計点が高い順に最適な提案者を特定する。

(3) ヒアリングの実施

- ① プレゼンテーションは、1提案者につき15分以内とし、その後、委員会の委員が質問を行う。詳細な日時、場所については別途通知する。
- ② 出席者は2名までとし、プレゼンテーションは、提出した企画提案書類のみを使用して行うこと。

(4) 評価基準

別紙「次期岡山連携中枢都市圏ビジョン策定支援業務委託 評価基準」のとおり。なお、評価得点が60点未満の場合、また、「事業経費」以外の評価項目について、過半数の審査委員が「1点」と評価した項目がある場合は、最適な提案者として特定しない。

(5) 提案者の失格

契約の締結までに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があつた場合
- ⑤ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥ 見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦ その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは特定しなかったことを書面で通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を

締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で特定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約の方法により契約を締結する。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、「8 特定方法等（5）提案者の失格」に掲げる失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出、並びにヒアリングの実施等、本企画競争への参加に要する費用はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、事業受託者の特定以外には使用しないものとする。
- (3) 特定しなかった提案者の提案書は、原則として返却する。返却が不要な場合は、企画競争参加申請書（様式1）に記載又は提案時にその旨を知らせること。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4項イの規定により、開示の対象としない。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) 令和8年3月31日までに、岡山市議会で本業務に係る令和8年度予算の議決が得られないとき又は当該予算の執行の承認が得られないときは、契約を締結しない。なお、その場合の提案者における損害については、岡山市は一切負担しない。
- (9) この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、「岡山市契約規則」及び「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱」に定めるところによる。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市政策局政策部政策企画課（岡山市役所本庁舎5階）

担当：土倉（とくら）

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086) 803-1040

FAX：(086) 803-1732

電子メール：seisakukikaku@city.okayama.jp